

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年9月13日(水)
13時00分開会 14時12分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：桜井崇裕 副委員長：中島里司
委員：高橋政悦、佐藤幸一、口田邦男、西山輝和
議長：加来良明
- 4 事務局 係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 意見書の協議について
 - ・ 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
 - (2) 請願の審査について
 - ・ 請願第13号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書に関する請願について
 - (3) 所管事務調査の申し出について
 - (4) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（桜井崇裕）：本会議の後、引き続きご苦労様です。ただいまから総務産業常任委員会を開会する。

議件（1）意見書の協議について

- ・ 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

委員長：議件（1）意見書の協議についてを議題とする。「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について」の協議を行うが、この意見書は道議長会からの要請である。所管の委員会として意見書を提出するかどうか協議したい。昨年も同様の意見書を提出しており、道が提出した意見書に町村向けの字句に修正した経緯がある。昨年同様、道議長会からの要請であるので、本委員会として提出したいと思うのでよろしくお願ひしたいが、意見はあるか。

中島委員：昨年に提出した意見書（案）を見ていただきたいが、文面について「本道」を「北海道」に、「道では」を「北海道において」に、「取り組みを進めてきたところである」を「取り組みが進められている」に修正されているが、これは委員会で修正されたものか。

委員長：そのとおり。

中島委員：意見書について昨年と内容が変わっていないのであれば、提出する場合、昨年と同じ文面のほうがいいと思ったのでこのような発言をした。意見書を出すことには賛成だが文言について協議願ひたい。

委員長：提出することについてはよろしいか。

高橋委員：去年とほとんど内容が同じである。そこで問題になるのは、去年出して何の効果もなくまた今年も出すということ。やってくれないからまた同じものを出すということか。何故やってくれないのかというところにポイントを置かないと、また同じ文書を出したところで何が起るのかは全然分からない。道議会でもこんなことを何回も出すこと自体おかしいと思う。去年出したことに対して提出先から返答なりはないのだろうが、そこを調査してからもっとこうすべきだということがないと、同じ内容のものを再度出しても何も意味がないと思うが。

宇都宮係長：昨年の意見書との違いを説明すると、本文の上から11・12行目の「また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として、『森林環境税（仮称）』の創設に向けた検討を進めている」の段落の部分が増えている。また、「記」以下の1番目の部分について、これも森林環境税の関係であり内容は変わっていないが書きぶりが少し変わっている。それから、森林環境税の創設の情勢について聞いたのは、国は平成30年度の税制改正で結論を得たいとのことであり、今年の12月が最終の議論となるので、この時期に提出したいとのこと。

委員長：国のほうでは、農業を含めて、林業・木材産業の成長産業化を進めようとしており、木質バイオマスや森林整備の関係で森林環境税を創設しようとしている。今言われたとおり平成30年度の税制改正で創設を目指しており、林活議連のほうでも要請をしている。そういった機運の中での道議長会の判断だと認識している。昨年とは重複するが、北海道の林業は全国の大きな部分を占めているのでその点をご理解いただきながら本年度も提出したいと思う。高橋委員の言うことも分かるが、今地方からも声を上げなければならない時期であると考えるがいかがか。

高橋委員：その考え方は分かるが、意見書案に書かれている森林環境税はどこをターゲットとし、どの程度の金額を目論んでいるのか、その辺をはっきりさせていただきたい。

委員長：具体的な数字はまだ分からないが、市町村が行う森林環境整備のためのものである。

高橋委員：町民なり事業者なりをターゲットにするなら増税になる。使い道は分かっているがターゲットが分からないうちにこの税金を創設してほしいという意見書を提出するのはいかがなものか。何も知らない議員が要請をしていいものなのかという気がする。

加来議長：財源等については具体的な説明資料がないので詳細は説明できないが、森林整備に関しては過去何年も林活議連が中心になって要望を上げてきている。

口田委員：森林環境税については、過去に林活議連の総会か研修会で説明を受けた経過があるのは確か。

委員長：森林環境税のあり方や使い方がはっきりしない中ではどうかという高橋委員の意見も分かるが、対応はどうか。

口田委員：林活議連で実際に説明を受けたので、本当は皆が承知していなければならないこと。今、この税は何かと言うのがおかしい。高橋委員の言った、同じ意見書を毎年出して何の意味があるのかということ、すべての意見書がそうだと思う。意見書を出してどうなったかや回答が必要であるかどうかについては、ここだけの問題ではないので議運で協議してもらいたい。

高橋委員：意見書を出したところでどうなったのか問い合わせるのもありだと思うが、その手法について議運なり議会活性化特別委員会で検討することはやぶさかではないと思っている。

委員長：道議長会からの要請ということ踏まえて、この意見書を本委員会として提出するかどうかという点ではどうか。

高橋委員：口田委員からは、森林環境税について過去に説明を受けたと言われたが、森林環境税に関する文面について町民に説明できる方はこの委員会にはいないと思うので、出すとしてもこの部分はカットして出すぐらいの気持ちがないと駄目ではないかという気がする。

加来議長：森林環境税に関することをカットする以前にこの委員会で調べたうえで意見書を採択するなりの判断をすればいいこと。理解したうえでないと提出できないとのことなので、まずは委員会で調べるのが先決。

委員長：意見書を提出するのは本定例会に限らないでもよいということか。間に合うのか。

宇都宮係長：12月定例会ではぎりぎりなので、9月の定例会で結論を出したほうがよい。

加来議長：日程的には9月22日に一般質問が終わった後に全員協議会を予定しており、そこで意見書案を見てもらう予定。9月21日の一般質問終了後に、委員会を開催し森林環境税について勉強して方向が出れば9月22日の全員協議会に間に合う。

委員長：事務局に確認したいがそれまでに調べることは可能か。

宇都宮係長：林活議連などの関係で、森林環境税に関する資料が事務局に一部あるかもしれないので、今時間があれば用意できるがいかがか。

委員長：その資料で理解できるかは別として、今用意いただきたい。資料を用意するために休憩する。

【休憩 13：18】

【再開 13：31】

委員長：再開する。高橋委員から森林環境税についてどういうものか委員会として踏まえたうえで意見書に臨んだほうがいいという意見があった。今事務局のほうから配付のあった資料を見ながら、森林環境税について時間をかけてしっかり調査をして理解したうえで検討したほうがいいのかお諮りしたいがいかがか。

高橋委員：内容についてはこの資料で出ているとおり、先ほどから懸念をしていた全国民に平等に課税することなので増税であることには間違いはない。趣旨は

理解できるが、町議会としては増税という安易な方法を選択させるのではなく、本来であれば今ある予算の中で実現していくのが本来ではないか。簡単に増税という話を推奨するのはいかがなものかと思う。よって、この意見書は森林環境税に関する文言を削除のうで提出するのであれば問題はないが、安易な増税を推奨する旨の内容が書いてある意見書を出すのはいかがなものかと思う。

委員長：今、高橋委員が言われた意見に対し賛成・反対の意見があればお願いしたい。西山委員はどうか。

西山委員：もう少し時間があつたらいいと思う。

委員長：9月21日に再度委員会を開催するので、今配付の資料を確認いただくのと、それぞれが調査していただきたい。事務局にも更に資料があればお願いをしながら、森林環境税の勉強を行い、意見書の検討を行いたいと考えている。このような進め方でよろしいか。

口田委員：先ほどは思い違いで、町民が等しく負担をするのであればちょっとわけが違う。このことは町民どころかほとんどの人が知らない。我々としてはもう少し町民に周知徹底をしながら理解を求めたうえで進めないとうまくないと思う。今日明日の問題ではなく、周知徹底をして理解を求めてからのほうがいいのではないか。

委員長：成長産業化については趣旨は分かるので意見書を提出していいが、国民に負担を求める森林環境税については削除すべきという意見があった。ここで判断をしないで町民のためにもう少し調査するかしないかになるが、もう少しこの点についてはじっくり考えたほうがよいか。

中島委員：確かに税金については慎重に対応しなければならないと思うが、道議長会からの要請であるということが1つある。もう1つは、去年の災害を見て、うちの町は国有林を含めて大きな被害を受けている。その復興のためには、ただ単に増税になるから駄目だということにはならないだろうと思っている。増税ありきだから反対ではなく、そういうことも含めて知識的なものを深めながら対応してはどうか。うちの町は日高山脈の麓にある町として森林を守っていかなければならず、着実な森林の確保・維持に対しては多少の税の負担があっても一定の理解を示すという考え方を持っている。町民に対して説明できるような税の知識を持ちながら、私はこの意見書に関しては前向きな考えを持っている。ただ、それぞれが知識を得るために時間をとってほしいと思っている。

委員長：私も中島委員と同様の考えである。少し時間をかけて、市町村が森林整備をするうえで、森林環境税はなぜ必要なのかという意味合いを含めて、9月21日の一般質問の後に、委員会を開催して再度議論をしたいと思うがよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように行う。私も調べるが、議長や事務局にもお願いしたい。

加来議長：森林環境税は決まっているものではないので、詳しいことは決まっていないと思う。

委員長：この件については、次回検討したい。

議件（2）請願の審査について

・請願第13号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書に関する請願について

委員長：議件（2）、本委員会に付託された「請願第13号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書に関する請願について」を議題とする。採択にするかどうかについて皆さんから意見をいただきたい。

高橋委員：この請願の中身は、今まで地方財政を切り詰めながら、各自治体が貯金をしてきたものを国の都合で使うような話をしないでほしいということだと思う。我が清水町は去年からの災害で、国や道のお金をたんまり使い、そして更にうちが持っている貯金は使わないでほしいという意見書を出すのは人としていかが

なものか。他の町村が出してもおかしくないと思うが、清水町はこれだけ手当てをしてくれた国に対してうちの貯金は使わないでほしいという意見書は出せないという気持ちがある。

委員長：高橋委員から意見があったが、他に意見はあるか。

加来議長：地方財政については、今までそれぞれの町村が行財政改革を行いながら基金を残して次の事業に生かそうとして努力をして積み立ててきている。それがたくさんあるところには今後国は交付税を減らすということ。それぞれ努力をした町村が損をすることをしないでほしいということ。これは十勝活性化推進期成会でも決議として国に要請をしている。

委員長：議長から説明があったが、これについて高橋委員から意見はあるか。

高橋委員：いくら行政が緊縮財政でやっても限界がある。それにも関わらず一杯余っているというのは努力ではなくて、交付税自体に問題があるのではないか。うちの町にしてみれば、それだけ国のお金を使いつつ、復興させていただいて、さらに使わないでほしいという意見書はちぐはぐではないか。逆に、うちはこれだけあるので使ってくださいと言ったら格好いい町ではないかと思うが。

委員長：議長が言うように、各町村が努力をして基金に積み立てている中で、それを出せというのはどうかと思う。他の方はどう思うか。

口田委員：議長の説明によると議長会のほうでもいろいろあるようだが、労組が先に出すより議長会から意見書を出してもらうのが先ではないか。重要性がないからこうなるのか、議長会としての考え方は。

加来議長：十勝町村議会議長会としては、十勝活性化推進期成会の一員なのでその決議を採択して国の省庁に陳情に行っている。

口田委員：意見書は出していないのか。

加来議長：十勝活性化推進期成会の陳情書があるが、その中の一つの項目として地方財政を挙げており、霞が関に陳情に行っている。

委員長：他の委員はどうか。

西山委員：請願はこのままの内容でよろしいと思う。

佐藤委員：この件については議長会でも取り組みを行っているので、清水町はこれに追随して提出したらいいと思う。

中島委員：高橋委員が言われたこととの整合性を考えていた。今回、うちの町は大きな災害を受けて、復興のために国からの支援として特別な扱いを受けていると思うぐらいお金の面ではお世話になっているは事実である。だが、災害においては、国の補助の対象にならない単独災害がある。その部分のお金は地元として基金を持っていなければならない。このことから、意見書の文面の流れはあるにしても、基金があるから交付税を落とすことがないような意見書は、地元としては出してもよろしいのではないかという理解をしている。

委員長：今皆さんから意見を聞いた。まとめに入りたいが、経済財政諮問会議が開催され6月9日に閣議決定がされたことについて、十勝活性化推進期成会などが地方財政について陳情したと理解している。また、単独災害等に対しての基金も対象になるということで、基金は対象にしないでほしいという意見書であることも理解する。こういった中で本委員会としても、期成会や議長会の動きに賛同する中で採択したいと思うが。高橋委員はどうか。

高橋委員：私の考えは変えない。実際の話、採択をする皆さんがある程度、これだけあれば単独災害に対応できるという金額が分かったうえで言っていると思うが、これ以上、率としてはみ出た町からその部分は国はもらいますという話を阻止しようとする話だと思う。つまり、余分にたまっている部分から国がもらうということなのか。その辺がはっきり分からないのに出すのもおかしい話だと思う。皆さんは賛成でもよいが、私は反対のスタイルを貫く。

委員長：本委員会に付託された請願第13号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書に関する請願について、採択か不採択か採決を行いたい、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：採択でよろしい方は挙手願う。

(佐藤委員、口田委員、西山委員、中島委員の4名挙手)

委員長：不採択の方は挙手願う。

(高橋委員挙手)

委員長：請願第13号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書に関する請願については、賛成多数により本委員会としては採択とする。

次に、意見書(案)について確認する。

高橋委員：意見書案は請願を反対した私は提案者からはずしてほしい。

宇都宮係長：意見書案の賛成者にならなくても構わない。

委員長：休憩する。

【休憩 13:55】

【再開 13:57】

委員長：再開する。意見書(案)について今配付したが、修正箇所があれば意見をお願いしたい。

(ありませんの声あり)

委員長：配付の意見書(案)のとおり決定し、全員協議会に諮りたい。

議件(3) 所管事務調査の申し出について

委員長：所管事務調査の申し出についてを議件とする。前回の8月23日に行われた所管事務調査の結果を簡単にまとめたものを配付した。「産業人材の確保策について」は継続調査とすることで既に決定しているが、12月定例会前にどのような調査をするのか。道内視察研修を予定するのであれば1か月以上前に日程調整が必要なので、するかしないかも含めて議論をしたい。前回、商工観光課と農林課から説明を受けたが、実際には人材確保策のための事業予算が執行されているが、それを受けている農協や商工会の意見を聴く場が必要ではないかという感じがするがそういう調査をするのかしないのかについて諮りたい。それから、町長の指示により、各課をまたいだプロジェクトチームを役場内に設けて進めるとのことなので、それを見極めたうえでということで、早期の体制・政策を求める案を提起することから継続調査となった。そういうことを含めて話をしたい。町内でもっと調査をするのか、それとも幅広く優良事例を含めて調査をするのか。継続調査なので、しっかりと調査をして結果を出さなければならないので。商工会や農協を調査するのはよろしいか。

高橋委員：この調査結果に基づいて、プロジェクトチームは早急に結成されると思うが、それが結成された後、そのプロジェクトチームの3役なりとどんな方向性を持つかなどを調査するのが筋だという気がする。

委員長：プロジェクトチームが立ち上がった中でどういう施策をするのか、それを見極めたうえで調査するという意見があった。

口田委員：プロジェクトチームの進捗状況は聞いているか。

委員長：聞いていないが、執行側に確認をしながら進める。

産業人材の確保策について、清水町のほかに調べる機会を設けるかどうかについてはどうか。道内研修を行うかどうか。

口田委員：道内研修をしなければならないという目玉が見当たらない。何もしないで道内と言われても研修先はあるのか。

委員長：高橋委員は研修先の情報を持っているか。なければ無理に行く必要はないが。

高橋委員：今日のところはない。

西山委員：町外から来ている町内の農家を見学させてもらってはどうか。

委員長：確保策に関わってのことか。

西山委員：そう。

高橋委員：防疫関係は大丈夫か。

委員長：きちんとした対応をとれば可能。大きな牧場でかなりの従業員を雇っていると

ころもある。そういうところも可能かと思う。継続調査について、地元の中で聞き取りや意見交換をする場を設けるのと、プロジェクトチームがどういったことをするのか確認をする方向で進めることでよろしいか。

中島委員：これは、人材確保策の継続調査の流れに関わってのことか。高橋委員は所管事務調査の件で先程ないと言っていたので、別の件で聞いていると思った。

委員長：高橋委員には道内研修先の案について聞いた。後で何かあれば提案してもらえ
るし、なければそのまま進めさせていただきたい。

あと、継続調査以外で、所管事務調査をしたいものがあれば意見をいただきたい。

(なしの声あり)

委員長：所管事務調査の申し出については、継続調査である「産業人材の確保策について」を中心に行うこととする。その他として、突発的な事項に対応するため「その他所管に関する事項について」の申し出も行う。所管事務調査の件で事務局から何かあるか。

宇都宮係長：先程、委員長がまとめた8月23日の所管事務調査のまとめについて、農林課の説明に対する委員からの質問のうち3つ目の「新規収納者」を「新規就農者」に訂正願いたい。

中島委員：12月までの継続調査で、「産業人材の確保策について」の継続調査だけで、他の申し出はしないということか。

委員長：他の申し出はしないが何かあれば、その他所管に関する事項として行いたい。

中島委員：今は申し出事項を持ち合わせていないが、今すぐないということではなく、もう少し余裕を持った中で意見調整していただければと思うが。

加来議長：継続調査以外の申し出について、9月21日に委員会を開催するのでその中でもしあればその時に検討していただければと思うが。

委員長：議長から意見があったように、継続調査以外に申し出事項があれば9月21日までに考えてきてほしい。

議件（4）その他

委員長：その他ということで皆さんから何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：以上で、総務産業常任委員会を終了する。ご苦労様でした。